

常務理事	局長	局次長	係員	

脱退届

記入日 西暦 20×× 年 1 月 1 日

公益社団法人 千葉県社会福祉事業共助会 会長
下記のとおり、共助会を脱退するため届出します。

施設番号	0 0 0 0	代表者印(公印) 社会福祉法人千葉県 福祉会理事長印
施設・団体名	(特養) 千葉みなと	
代表者氏名	千葉 花子	

加入者番号	000000		
加入者氏名カナ	キョウサイ タロウ	加入者氏名漢字	共済 太郎

☒	氏名変更ありの場合 レ点チェック	※脱退とあわせて氏名変更がある場合は、この「脱退届」とあわせて必ず、様式第16号の「氏名変更届」を提出してください。この「脱退届」は「新しい姓」でご提出ください。
-------------------------------------	---------------------	---

脱退(退職、死亡、退会)年月	西暦 20 ×× 年 1 月末	※月の途中で脱退する場合も、末日扱いとなりますので、ご注意ください。
----------------	-----------------	------------------------------------

【以下、確認のうえ、レ点チェックしてご提出ください。チェックがない場合、受付できません。】

- ☒ 上記の加入者には返済中の貸付金はありません。
(返済中の貸付金がある場合は、この様式では届出ができません。「脱退・貸付金の相殺届」をご提出ください。)
- ☒ 退職一時金等の支給の有無を確認しました。支給がある場合には、様式第15号の「退職一時金等受給申請書」とあわせて提出します。(あわせて提出できない場合は、必ず共助会にご連絡ください。)
- ☒ 脱退の区分について下表で確認し、いずれかにチェックしました。この届出について虚偽はありません。

	区分	区分詳細
☒	退職(退職一時金)	普通退職のほか、雇用形態の変更、解雇等を含みます。
☐	死亡(遺族一時金)	死亡退職の場合。支給がある場合には、相続税の対象となります。
☐	退会(退会一時金)	施設・団体での勤務は継続するが、共助会だけを退会する場合。 ※退会の場合は、必ず事前に共助会にお問い合わせください。 ※退会を選んだ方で支給がある場合は「退会一時金」となります。その場合、退職一時金の70%の額の支給となります。 ※退会一時金は一時所得となります。